



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 公金の収納に関する事務の委託（農政経済課） ..... 1
- 県営土地改良事業に係る換地処分（村づくり計画課） ..... 1
- 村営土地改良事業に係る換地計画認可申請の適当の決定（村づくり計画課） ..... 1
- 公金の収納に関する事務の委託（森林管理課） ..... 2
- 民有保安林の指定の解除の予定（森林管理課） ..... 2

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出・3件（中小企業支援課） ..... 2
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（教育庁教育DX推進課） ..... 3
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（教育庁教育DX推進課） ..... 5

## 告 示

### 沖縄県告示第221号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金の収納に関する事務を委託した。

令和 8 年 5 月 22 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 委託した収納事務 農業改良資金貸付金に係る滞納元金及び違約金の収納事務
- 2 指定公金事務取扱者の名称及び所在地
  - (1) 名称 株式会社沖縄債権回収サービス
  - (2) 所在地 那覇市西1丁目19番7号
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日 令和 8 年 3 月 11 日
- 4 委託期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

### 沖縄県告示第222号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、石垣市米節東地区県営農地整備事業に係る換地処分をした。

令和 8 年 5 月 22 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 沖縄県告示第223号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、多良間村長から申請のあった多良間村迎原地区農業基盤整備促進事業の換地計画について、令和 8 年 5 月 11 日その申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和 8 年 5 月 22 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和8年5月25日から同年6月19日まで
- 3 縦覧に供する場所 多良間村役場
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

**沖縄県告示第224号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金の収納に関する事務を委託した。

令和8年5月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 委託した収納事務 林業・木材産業改善資金貸付金に係る滞納元金及び違約金の収納事務
- 2 指定公金事務取扱者の名称及び所在地
  - (1) 名称 株式会社沖縄債権回収サービス
  - (2) 所在地 那覇市西1丁目19番7号
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日 令和8年3月3日
- 4 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

**沖縄県告示第225号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和8年5月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除予定保安林の所在場所 国頭郡伊江村字川平アキナ原1430番
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

**公 告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、令和8年5月22日から同年9月24日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び与那原町まちづくり課において縦覧に供する。

令和8年5月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イーストベイステーションマリンプラザあがり浜 与那原町字東浜68番地1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 金秀不動産株式会社 那覇市旭町11番地1 代表取締役 呉屋秀将
- 3 届出年月日 令和8年4月27日
- 4 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
  - 変更前 石田織大
  - 変更後 呉屋秀将
- 5 変更の年月日 令和8年4月10日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
  - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保

持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。

- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

---

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、令和8年5月22日から同年9月24日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び与那原町まちづくり課において縦覧に供する。

令和8年5月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 かねひで運玉ゆいゆいプラザ 与那原町字与那原1104番ほか3筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 金秀不動産株式会社 那覇市旭町11番地1 代表取締役 呉屋秀將
- 3 届出年月日 令和8年4月27日
- 4 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
変更前 石田織大  
変更後 呉屋秀將
- 5 変更の年月日 令和8年4月10日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限

(1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。

- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

---

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、令和8年5月22日から同年9月24日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び糸満市経済部商工水産課において縦覧に供する。

令和8年5月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 サンプラザいとまん 糸満市字兼城400番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 金秀不動産株式会社 那覇市旭町11番地1 代表取締役 呉屋秀將
- 3 届出年月日 令和8年4月27日
- 4 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
変更前 石田織大  
変更後 呉屋秀將
- 5 変更の年月日 令和8年4月10日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限

(1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。

- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

---

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和8年5月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 調達する物品等の種類 大型提示装置（電子黒板）（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
  - (1) 営業年数が令和8年4月1日現在において3年以上であること。
  - (2) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
  - (3) 従業員の数が5人以上であること。
  - (4) 電気通信機器類等（電気通信機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。）の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
  - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
    - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
    - イ 法人にあつては、登記事項証明書
    - ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
    - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
    - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
    - カ 電気通信機器類等の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
  - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
    - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付又は沖縄県教育委員会ホームページから様式をダウンロードすること。
    - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県教育庁教育DX推進課 〒902-8501 那覇市寄宮1丁目2番16号 電話番号098-894-3265
  - (3) 申請書等の受付期間 この公告の日から令和8年6月12日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
  - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
    - ア 言語 日本語
    - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和9年3月31日（水曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
  - (1) 商号又は名称
  - (2) 住所又は所在地
  - (3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）
  - (4) 使用印鑑
  - (5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
  - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
  - (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
  - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する大型提示装置（電子黒

板)の調達に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものについて一般競争入札(以下「入札」という。)に付するので、次のとおり公告する。

令和8年5月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 大型提示装置(電子黒板)(以下「機器等」という。)(設置及び設定業務を含む。以下同じ。) 一式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 令和9年2月26日(金曜日)
- (4) 納入の場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
  - ア 令和8年5月22日付け沖縄県公報定期第5412号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による機器等の調達に係る入札参加資格を有すると認められた者
  - イ 機器等の設置、設定業務及び障害対応業務体制証明書を令和8年6月19日(金曜日)午後5時までに3(2)の場所に提出し、機器等の設置及び設定を円滑に行うことのできることを証明した者
  - ウ 納入しようとする機器等の機能等証明書を令和8年6月19日(金曜日)午後5時までに3(2)の場所に提出し、当該機器等を納入することができることを証明した者
- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付又は沖縄県教育委員会のホームページから様式をダウンロードすること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 この公告の日から令和8年6月12日(金曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県教育庁教育DX推進課 〒902-8501 那覇市寄宮1丁目2番16号

4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 この公告の日から令和8年7月1日(水曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 3(2)の場所

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年7月2日(木曜日)午前10時
- (2) 場所 沖縄県教育庁2階会議室 〒902-8501 那覇市寄宮1丁目2番16号

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに3(2)の場所に納付すること。

ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。)又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書面を提出する場合

7 この入札に係る契約の締結は、沖縄県議会の議決を要する。

8 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札

- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 9 入札説明書及び仕様書の交付
  - (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和8年6月12日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
  - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所及び沖縄県教育委員会のホームページ
- 10 落札者の決定の方法
  - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
  - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 11 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
  - (1) 名称 沖縄県教育庁教育DX推進課
  - (2) 所在地 〒902-8501 那覇市寄宮1丁目2番16号
- 12 契約の手続において使用する言語及び通貨
  - (1) 言語 日本語
  - (2) 通貨 日本国通貨
- 13 その他必要な事項
  - (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
  - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
    - ア 期限 令和8年7月1日（水曜日）午後5時
    - イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県教育庁教育DX推進課に提出すること。
  - (3) 最低制限価格 設定しない。
  - (4) その他 詳細は、入札説明書及び仕様書による。
- 14 Summary
  - (1) ARTICLES AND QUANTITY TO BE PURCHASED  
Interactive White Board and related equipment
  - (2) BID OPENING  
Date and Time: July 2, 2026 (Thursday) 10:00 a.m.  
Place: Okinawa Prefectural Board of Education Building 2nd floor Meeting Room
  - (3) POINT OF CONTACT  
Education DX Promotion Division, Okinawa Prefectural Board of Education,  
1-2-16 Yorimiya, Naha-city, Okinawa 902-8501 Japan, Telephone 098-894-3265

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 沖縄自分史センター株式会社 〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目288番地
---	---